

神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 の概要

1 改正の理由

令和4年度に行った「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく運用の見直しに伴い、設置者の負担軽減の観点から、「神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）で定める地位の承継の届出の添付書類を改正する。

また、「神奈川県海水浴場等に関する条例」に基づく許可を要する施設について、効率的に公衆衛生及び危険防止を担保できる構造設備とする観点から、規則で定める構造設備の基準を改正する等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) プールの設置許可を受けた者の地位を承継した者が行う届出の添付書類から許可書を削除する。（第7条関係）
- (2) 海水浴場及び更衣休憩所の施設基準で求める「ごみ容器等」を「ごみ容器」に改める。（別表第1の1の項関係）
- (3) プールの施設基準で求める「シャワー設備等の洗浄設備」を「シャワー設備」に改める。（別表第1の2の項関係）
- (4) 海水浴場、更衣休憩所及びプールの設置許可申請書の施設の概要について、共用便所の欄を設ける。（第1号及び第3号様式関係）
- (5) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

公布日から施行する。